

社会福祉法人川上福祉会定款細則

○理事・評議員・監事・第三者委員・事務局員の報酬について

- ・年間の総報酬額の上限を400,000円とする。
- ・本法人の職員であるものには支給しない。
- ・会合等が半日程度（5時間未満）の場合は、出席者に対して1回あたり5,000円を支給するものとする。
- ・会合等が1日程度（5時間以上）の場合は、出席者に対して1回あたり10,000円を支給するものとする。
- ・年間総報酬額の残高が出席者全員に規定の額を支給することが困難な場合は、年間総報酬額の残高を出席者全員で按分した額を支給するものとする。